

## 周南関雎詁訓伝正義訳注(三)

岡村, 繁

<https://doi.org/10.15017/2332633>

---

出版情報 : 文學研究. 83, pp.23-58, 1986-02-28. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 周南関雉詁訓伝正義訳注(三)

岡村 繁

## 関 雉

\* 本訳注の底本には、足利学校蔵『南宋刊十行本毛詩註疏』第一卷(昭和四八年、足利学校遺蹟図書館後援会影印)を用いた。

関関雉鳩、在河之洲。

関関たる雉鳩は、河の洲に在り。

〔毛伝〕興也。関関、和声也。雉鳩、王雉也。鳥摯而有別。水中可居者曰洲。后妃説楽君子之徳、無不和諧。又不淫其色、慎固幽深、若関雉之有別焉。然後可以風化天下、夫婦有別。(夫婦有別)則父子親。父子親、則君臣敬。君臣敬、則朝廷正。朝廷正、則王化成。

興なり。「関関」は和声なり。「雉鳩」は王雉なり。鳥、摯にして別有り。水中の居る可き者を「洲」と曰ふ。后妃、君子の徳に説楽して、和諧せざる無し。又其の色に淫せず、慎固幽深、「関雉」の別有るが若し焉。然る後、以て天下を風化し、夫婦に別有らしむ可し。(夫婦別有れば)則ち父子親たり。父子親たれば、則ち君臣敬たり。君臣敬たれば、則ち朝廷正し。朝廷正しければ、則ち王化成る。

〔鄭箋〕摯之言至也。謂王雉之鳥、雌雄情意至、然而有別。

「摯」の言たる至なり。王雉の鳥、雌雄情意至るも、然り而して別有るを謂ふ。

窈窕淑女、君子好逑。

窈窕たる淑女は、君子の好逑。

〔毛伝〕窈窕、幽間也。淑、善。逑、匹也。言后妃有閔睢之徳、是幽間貞専之善女、宜為君子之好匹。

〔鄭箋〕「窈窕」は幽間なり。「淑」は善、「逑」は匹つれあひなり。后妃に「閔睢」の徳有れば、是に幽間貞専の善女、宜しく君子の好匹と為すべきを言ふ。

〔鄭箋〕怨耦曰仇<sup>②</sup>。言后妃之徳和諧、則幽間処深宮貞専之善女、能為君子和好衆妾之怨者。言皆化后妃之徳、不嫉妬。謂三夫人以下。

怨耦を「仇」と曰ふ。后妃の徳和諧なれば、則ち幽間にして深宮に処る貞専の善女、能く君子の為に衆妾の怨む者を和好するを言ふ。皆、后妃の徳に化して、嫉妬せざるを言ふ。三夫人以下を謂ふ。

〔正義〕「閔閔」より「好逑」まで。

毛伝は、こう解釈している——「閔閔」（クワン、クワン）と鳴き交わして、その音色が穏やかで見事なものは、「睢鳩」（みさご）である。この「睢鳩」という鳥は、雌雄の間で情愛が至って深いけれども、それでもなお自分でベタベタしたりはしないのである。（この詩は、かかる「睢鳩」の性質・行動を）借りて、「（夫婦の）情愛が至って深く、性質・行動も円満で穏やかな女性は、后妃であり、この后妃は、夫君に満足して幸福感にひたってはいるけれども、それでもなお自分の情欲におほれないようにするだけの自制心があって、奥深い後宮の中に引き下がり、じゃらじゃらと気安くして（夫君を）おろそかにしたりはしていない」ことを「興」（隱喩）したのである。

后妃は、かかる婦徳を持っているだけでなく、その上やきもちもやかずに、善良な女性を見つけて夫君にあてが

おうと念願していた。だから、ひっそりと物静かに、奥深い閑静な後宮に住まう（お目当ての）貞節な善女は、「君子」（夫君）の「好」ましい相手となるに「宜」わしいのである。

后妃が（この女性に）やきもちをやかず、（この女性と）共に夫君に仕えることができるのだから、それで（毛伝）は「宜」わしいと言ったのである。

○鄭箋は、ただ（この一章の）下二句についてだけ異説を出している。その解釈は——奥床しく物静かな善女とは、（後宮上層部の）三夫人・九嬪を指している。（彼女たちは）「后妃（の徳）に感化された」だけではなく、「やきもちもやかなかった」。それで、「君子」文王のために、「衆妾中の不平分子を融和させて」、後宮すべての女性たちを満足させ幸福感にひたらせた、というのである。

○毛伝の「閑閑」より「王化成」まで。

『正義』『爾雅』釈話に「閑閑・雍雍とは、音声の和するなり」とある。これが「閑閑」を「和声なり」と解釈した根拠である。

毛伝の「睢鳩は、王睢なり」という解釈は、『爾雅』積鳥の文である。

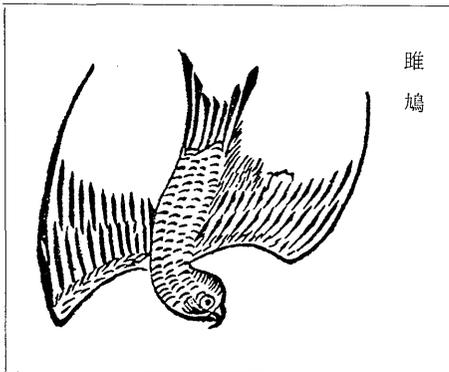
その郭璞（二七六—三三四）の注には、

鷓（わし）の類なり。今、江東、之れを呼んで「鷓」（みさこ）と為す。

好みて江辺（江岸）・沚中（中洲）に在り。亦た魚を食ふ。

と言ひ、陸機（三国呉の人）の『毛詩草木鳥獸虫魚疏』（卷下）には、

睢鳩、大小あり。鷓（とび）の如し。深目。目上に骨露はる。幽州（河北省・遼寧省）の人、之れを「鷓」と謂ふ。



睢鳩

（清、徐鼎『毛詩名物図説』より）

とある。だのに、揚雄（前五三一—一八）・許慎（三〇—二四）は、いずれも「白鷺」と言っている。（白鷺は鷹に似ており尾の上が白い。）

『定本』（貞観四年、顔師古奉勅校）の毛伝に所謂「鳥、摯而有別」（鳥、摯にして別有り）とは、衆鳥のうち、雌雄の間で、愛情が最高に深いけれども、それでもなお雌雄のけじめをつける能力がある、という意味である。だから、（この鳥の性能を）借りて、「后妃が夫君に満足して幸福感にひたり、愛情は深くとも、なおその情欲におぼれないだけの自制心がある」ことを「興」（隱喩）したのだ。（ところで）毛伝が「摯」字に作っているのは、実は（同音の）「至」（最高）という意味で用いたのだ。だから、鄭箋には、

「摯」の言たる至なり。王雎の鳥、雌雄情意至るも、然り而して別有り。

と言ったのであり、（この鄭玄の解釈は）毛伝の真意を敷衍充足するためのものである。なお、俗本が（雎鳩、王雎四字を）「雎鳩、王雎之鳥」（雎鳩は、王雎の鳥なり）と書いているのは、誤りである。

毛伝に所謂「水中の居る可き者を洲と曰ふ」は、『爾雅』积水の文である。その李巡（後漢末の人）の注には、四方には皆水有り。中央のみ独り居る可し。（佚文）

と言う。

『爾雅』积水には、さらに、

小洲を「渚」と曰ひ、小渚を「沚」と曰ひ、小沚を「坻」と曰ふ。

と言う。『詩』召南「江有汜」に所謂「江に渚有り」の毛伝に「渚は、小洲なり」と言い、秦風「蒹葭」の毛伝、邶風「谷風」の鄭箋に、いずれも「小渚を沚と曰ふ」と言っているのは、すべて『爾雅』积水の文に依拠して解釈を施したのである。また、召南「采芣」の毛伝に「沚は、渚なり」と言い、大雅「鳧鷖」の毛伝に「渚は、沚なり」と言っているのは、「渚」と「沚」の両者を相互に解釈し合って読者にわかりやすくしたのである。なお、秦風「蒹葭」

の毛伝には、また「こ坻は、小渚なり」と言つて、「爾雅」积水の文のように「こ坻は小渚なり」と解釈しなかつたのは、「し沚」と「し渚」とは大小名称を異にしているだけであり、「こ坻」も「し沚」と同様に「し渚」より小さいので、「し渚」の方を取り上げてこれを解釈したので。

「和諧」というのは、胸中が和らぎ楽しく、考えが諧適（ねんたう穩当）なことである。そして、事ごとにいつでもそうだから、「和諧せざる無し」と言っているのだ。

さらに（毛伝は）下句「河の洲に在り」を比喩として詠じた真意を解説している。すなわち、（作者が）言わんとすることは、

后妃は、夫君に満足して幸福感にひたつてはいるけれども、その情欲におぼれず、本質的につつしみ深く堅い節操があつて、ひっそりと静かな大奥の御殿の中に住まい、むやみには夫君に猥りがわしくしないこと、あたかも雌鳩が（雌雄の）けじめをつけているようだ。

ということだ。それで（この一句を）用いてその趣意に「た興た」えたのである。

后妃の徳が、よく上述のごとくであり得てこそ、「はじめて天下を感化し、（天下の）夫婦に（夫と妻との）けじめをつけさせることができる」。「夫婦にけじめがつく」ならば、人柄が純粹になり子供も孝心深くなる。だから「父が親愛の情で結ばれる」ようになれるのである。孝子は、（主君の）臣下となれば必ず忠心が厚い。だから「父が親愛の情で結ばれると、君臣も敬愛の情で結ばれる」のであり、「君臣がしっかりと敬愛の情で結ばれた」ならば、「朝廷はおのずから厳正となる」。「朝廷が充分に厳正となる」ならば、天下には非礼を犯すことがなくなる。だから「天子の徳化が成就できる」のである。

○毛伝の「窈窕」より「好匹」まで。

〔正義〕「窈窕」とは、「淑女」（善女）の住んでいる後宮が、その状態の奥深くひっそりしているさまを言う。だから鄭箋が「奥深く静かな深宮」と解釈したのは、正しいのである。（ところで）毛伝がこのような意味であることに気づいた理由は、本文の「淑女」がすでに美称であるならば、この「窈窕」は「淑女」をほめた形容ではなく、居処のことであるのが妥当だから、それで「幽間」と解釈し、その居処が奥深くて閑静なことを言ったのである。なお、揚雄（前五三—一八）が「善心を窈と為し、善容を窕と為す」（『方言』巻二）と言っているのは、誤りである。

毛伝「述は、匹なり」は、『爾雅』釈話（上）の文。その孫炎（三国、魏の人）の注には、「相求むるの匹なり」と言う。『詩』は元来「述」字に作っていたが、『爾雅』は専ら「仇」字に作っている。文字は異なるが音・義は同じである。

また毛伝が、「后妃に閔雎の徳有れば、是に幽間貞専の善女、宜しく君子の好匹と為すべし」と言ったのは、后妃に「賢女を思む」という真心があることを賛美しているのだ。だから、さがし求めるにふさわしい賢女の生活態度を（「幽間貞専の善女」と）説明して、概括的に「（かかる宮女こそ）さがし求めて夫君の好ましい相手とするにふさわしい」と言ったのだ。だとすれば、概括的に「（王宮の女官）百二十人全部が（后妃の善女選出の対象範囲に入っている）」ことを意味しているわけなのである。

○鄭箋の「不嫉」より「以下」まで。

〔正義〕下文の「參差荇菜、左右流之」の鄭箋では「三夫人・九嬪以下」と注しているのに、ここではあっさり「三夫人以下」と言っているだけだ。そうだとすれば、「九嬪以下」とは、「衆妾」（世婦・御妻）を総括して言ったのであり、「三夫人以下」とは、ただ九嬪までをカバーしているだけである。その三夫人・九嬪中の「淑女」が「衆妾」の鼻の高い女性たちを「和好」（仲よく）させるのだから、それで「淑女」とはただ九嬪以上だけを指したので

ある。一方、「菜を求める」こと（參差芥菜、左右流之）については、鄭箋は「皆、后妃の事を樂しむ」と解説している。だから（「三夫人」と）合わせて「九嬪以下」と言い、（女官）百二十人全部を総括したのである。

もしそうだとすれば、この鄭箋に所謂「衆妾」は、世婦・女御のことである。『周礼』天官（序官）の鄭注に言う、

世婦・女御、數（員數）を言はざる者は、君子（主）、色に苟かならず。婦徳有る者、之れに充つ。無ければ則ち闕く。

（この世婦・女御たちが）「怨」みを抱く場合がある理由は、彼女らの官職が低く人徳も小さく、「怨」みを抱かないわけにはいかないからであって、それで「淑女」が彼女らを「和好」（仲よく）させるのだ。一方、（世婦・女御たちは）「后妃」が円満で穏やかな人で、よく配下の女官たちを徳化できる品性があるのを見て、たとえ若干の不平は持っているても、互いに仲よくしてその徳化になびく。（これも）やはり「后妃の徳」を明らかにする素材現象である。

ここ（下文の鄭箋）で（「三夫人・九嬪以下」）百二十人と言っているのは——、周南は「王者の風」だから、『礼記』昏義篇に見える）天子の女官の定員数をもって仮りにこれに当てはめたのであって、その時にそっくりその通り（百二十人）であったわけではないのである。なんとすれば、文王が諸侯となったのは、とても早い時期である。（その時期に）どうして最初たった一人の側室もなく、（側室は）すべて「后妃」がこれをさがし求めて来るのを待ったであろうか。のみならず、百二十人という女官の定員数は、周代の礼制で始めて設けられたのであり、鄭玄は『礼記』檀弓篇（上）の注において、これを（歴史的に）段階づけ、

帝馨、四妃を立つ。帝堯、焉に因る。舜は、（祖神に）告げずして娶り、正妃を立てず。夏は、増すに九女を以てして、十二人と為す。殷は則ち増すに二十七人を以てして、三十九人と為す。周に至りて、増すに八十一人を以てして百二十人と為す。

と言う。つまり(文王が在世中の)殷という時代にあつては、(女官の員数は)たった三十九人であつたのだ。ましてや文王が諸侯(王季)の嗣子であつた時期なら、どうして百二十人も持てるだらうか。

注(1) 原文には、この「夫婦有別」四字がない。しかし、下文の正義の文から逆に推せば、孔穎達らが用いた『毛伝』のテキストには、この四字があつたこと、ほぼ疑問の余地がない。説は注(9)に見える。

(2) 鄭玄の見た『毛詩』のテキストは、恐らく「好速」を「好仇」に作つていたものと推定される。なぜならば、隋の陸德明『經典釈文』には「速、…本亦作仇。音同。」とあり、また『後漢書』文苑伝下(辺讓)の李賢注、『文選』の何晏「景福殿賦」・嵇康「琴賦」・同「贈秀才入軍詩」(第一首)等の李善注は、いずれも『毛詩』を引いて、「君子好仇」に作つてゐるからである。

(3) 『詩』大序に言う、「閔雎、樂得淑女、以配君子。」

(4) 『礼記』昏義篇に言う、「古者、天子后、立六宮。三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻。以聽天下之内治、以明章婦順。故天下、内和而家理。」夫人は後の次、嬪は夫人の次に位する後宮の女官。

(5) この語、前漢の揚雄の『方言』には見えず、その本づく所を知らない。ただ後漢の許慎の『説文解字』第四篇(鳥部)には、「鷺、白鷺、王雎也。」と云う。(詳しくは段注を参照)

(6) 『爾雅』積鳥「鷺、白鷺」の郭璞の注に言う、「似鷹、尾上白。」ちなみに清の郝懿行『爾雅義疏』(積鳥)には、「按、白鷺、即今白鷺子、似雀鷹而大、尾上一点白、因名焉」と云う。

(7) 『爾雅』积水に言う、「水中可居者曰洲。小洲曰渚、小渚曰沚、小沚曰坻。人所為、為瀆。」

(8) 原文は「兼葭伝文云」に作る。思うに、「文」字では上文の諸例と記載法がそろわない。これに関して、山井鼎(一六八〇—一七二八)は、その手沢の関本『毛詩正義』(京大人文科学研究所蔵)巻一に書き入れて「文、恐又字」と云う。宜しく従うべきである。「又」は、「さらに一方で」の意。

(9) 以上の三句、正義の原文は、次のごとく作る。

然後可以風化天下、使夫婦有別。夫婦有別、則性純子孝。故能父子親也。……  
一方、この正義の文に対応する現行の毛伝の文を示せば、

然後可以風化天下。夫婦有別、則父子親。……

に作る。思うに、右にあげた毛伝の文(後者)と、それを解釈した正義の文(前者)とを比較すれば直ちに明らかなように、孔穎達らが用いた毛伝の文には、もともと「夫婦有別」の下に、さらに同じ「夫婦有別」四字が入っていたものと推定される。このように考えなければ、正義の訳文が出てくる可能性がないからである。ちなみに、本稿底本の足利本『毛詩正義』の毛伝を見ると、「夫婦有別」の下に、さらに毛筆で「夫婦有別」四字を補っている。恐らくわが国の一先学の校補するところであろうが、宜しく従うべきである。なお、この四字が脱落した理由は、往時の写本で「夫々婦々有別々」に作っていたのが、伝写の過程でその踊り字を不注意にも脱したのであろう。

(10) 『孝経』広揚名章に言う、「子曰、君子之事親、孝。故忠可移於君。」

(11) 『詩』周南「麟之趾」序に言う、「閔雎之化行、則天下無犯非礼。」

(12) この鄭箋の文、正義は「幽間深宮」四字に作る。しかし、鄭箋そのものの文は「幽間処深宮」五字に作っていて、「処」一字が多い。思うに、正義の上文から見ると、文脈上この場合「幽間深宮」四字の方が妥当であり理解しやすい。もしかすると正義は、鄭箋の「処」を動詞(住む)と訓じないで名詞(居処)と解し、「幽間処深宮」五字を「幽間なる処の深宮」と読んでいたのではないか。正義下文の「笏筮、宜為居処」は、それを暗示するようである。

(13) 『方言』卷二には「美状為窕(言閑都也)……美心為笏(言幽静也)」と言い、正義引文と若干異同がある。なお、隋の陸徳明『經典釈文』卷五(「毛詩音義」上)には「王肅云、善心曰笏、善容曰窕」とあって、この魏の王肅『毛詩注』の文は、正義の『方言』引文と近い。恐らく王肅は楊雄の語を踏襲したのであろう。(宋の馬国翰編『玉函山房輯佚書』毛詩王氏注に見える馬説)

(14) 原文「思賢」。「閔雎」序に言う、「閔雎、樂得淑女、以配君子。憂在進賢。不淫其色、哀笏窕、思賢才、而無傷善之心焉。是閔雎之義也。」

(15) 注(4)の『礼記』昏義篇の文を参照。

(16) この語、原文は「衆妾據尊者」に作る。「據尊」という語は、いまだその用例を知らないが、恐らく「自尊心が高い」というほどの当時の俗語であろう。考を俟つ。

(17) この「世婦・女御」の標目四字、元来の鄭注にはない。恐らく孔穎達等が引用する際、その意味を取って経文の女官名を鄭注の首に冠したのであろう。

(18) 『詩』大序に言う、「閔。雖。鱗。趾。之。化。王。者。之。風。故。繫。之。周。公。」

(19) この鄭注の文、『礼記』檀弓篇(上)「舜葬於蒼梧之野。蓋三妃未之從也」の条下に見えるが、かなり省略がある。今参考までに、その原文の必要部分を示せば、次のごとくである。

帝。嚳。而。立。四。妃。矣。……帝。堯。因。焉。至。舜。不。告。而。取。不。立。正。妃。但。立。三。妃。而。已。謂。之。三。夫。人。……夏。后。氏。增。以。三。三。而。九。合。十。二。人。……以。虞。夏。及。周。制。差。之。則。殷。人。又。增。以。三。九。二。十。七。合。三。十。九。人。周。人。上。法。帝。嚳。立。正。妃。又。三。二。十。七。為。八。十。一。人。以。增。之。合。百。二。十。一。人。其。位。后。也。夫。人。也。嬪。也。世。婦。也。女。御。也。五。者。相。參。以。定。尊。卑。

なお、正義の文中「鄭、於檀弓差之」の「差之」二字も、右の鄭注の中の用語をふまえた表現。

### 參差苜蓿、左右流之。

參差たる苜蓿は、左右して之れを流む。

〔毛伝〕苜、接余也。流、求也。后妃有閔雖之德、乃能共苜蓿、備庶物、以事宗廟也。

「苜」は接余なり。「流」は求むるなり。后妃、「閔雖」の徳有れば、乃ち能く苜蓿を共へ、庶物を備へて、以て宗廟に事ふるなり。

〔鄭箋〕左右、助也。言后妃将共苜蓿之類、必有助而求之者。言三夫人九嬪以下、皆樂后妃之事。

「左右」は助くるなり。后妃の將に苜蓿の類を共へんとすれば、必ず助けて之れを求むる者有るを言ふ。三夫人・九嬪以下、皆后妃の事を樂しむを言ふ。

### 窈窕淑女、寤寐求之。

窈窕たる淑女は、寤寐に之れを求む。

〔毛伝〕寤、覚。寐、寝也。

「寤」は覚むるなり。「寐」は寝ぬるなり。

〔鄭箋〕言后妃覺寐、則常求此賢女、欲与之共已職也。

后妃覺寐すれば、則ち常に此の賢女を求めて、之れと己おのれの職を共にせんと欲するを言ふ。

〔正義〕「参差」より「求之」まで。

毛伝は、こう解釈している——后妃は、その品性が円満で穩やかである以上、后妃の職席にすわる資格が充分にあり、(従つて)当然「苜菜」(あさぎ)を供えて宗廟に奉仕しなければならぬ。そこで后妃は、「この長短雑然として不揃いな苜菜は、側室たちの左右からの援助を待つて、これをさがし求めよう」と言ったのだ。そして、この事を契機として、(宮女全体の中から)「淑女」をさがし求めようと念願したのであって、「奥深く物静かな大奥に住まう貞節な善女」<sup>3</sup>は、后妃が、寝ている時も目覚めている時も、常にさがし求めつづけたわけである。

○鄭箋は、こう解釈している——夫人・九嬪が、やきもちをやかないだけでなく、さらに世婦・女御までも、角突き合わせる事がなく、上下の女官が満足して幸福感にひたり、后妃の徳に感化されてしまった。それで、后妃がこれから長短不揃いな苜菜を供えて、宗廟に奉仕しようとする時には、側室たちが、いずれも競つて后妃を援助して苜菜をさがし求めた。

鄭箋が「皆后妃の事を楽しむ」と言っているのは、すでに上文で(三夫人・九嬪以下すべての女官が)楽しんで后妃を助けたことを説明してきたので、そうした最後に、逆方向からその事を根拠づけたのだ。(以上、「参差苜菜、左右流之」の注解)

后妃が現在(このように側室たちの)援助を得た理由は、この「奥深く閑静な大奥にいる善女」がまだ見つからなかった時、后妃は、目覚めている時でも寝ている時でも、常にこれをさがし求めて、彼女と共に自分の職務を果たし奉ろうと願っていたので、それがかかる援助が得られたのである。(以上、「窈窕淑女、寤寐求之」の注解)

○毛伝の「苳接」より「宗廟」まで。

〔正義〕『爾雅』「積草に言う、

苳は、接余なり。其の葉は「符」。

呉の陸機の『毛詩草木鳥獸虫魚疏』（前出）に、

接余は、白茎、葉は紫赤色、正圓にして径は寸余。浮かびて水上に在り。根は水底に在りて、水の深淺と等し。大きさはかんざし 釵の股の如く、上青く下白し。其の白茎を響し、苦酒（酢）を以て之を浸さば、肥美にして酒を案ず可し。

と云うのが、それである。なお、『定本』（顔師古奉勅校）の毛伝「苳接余也」、俗本では「苳」字の下に「菜」字があるが、衍字である。

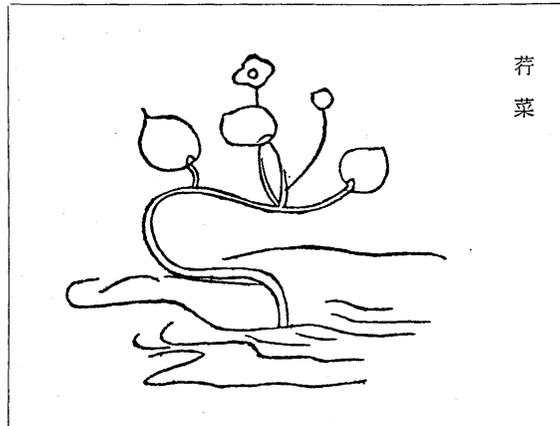
毛伝「流は、求むるなり」という訓話は、『爾雅』「積言の文である。

蔬菜をさがし求めた事を述べて、その事で后妃を賛美した理由は

――、もし人徳が円満糧当でなく、神靈の思し召しに適わなかったな

らば、「宗廟に奉仕する資格」はないが、現に后妃は円満で糧やかな人であって、「閔雎の徳をそなえており、かくて始めて苳菜を供え、もろもろの品物を用意して、宗廟に奉仕することができた」からである。

思うに、『周礼』天官「醢人」の条には、「四豆の美」（四種の高杯に盛る神饌の名）を数多く並べ挙げているのに、（その中に）「苳菜」が入っていない理由については、（この「閔雎」篇は、周代の礼制ではなく）殷の時代の礼法を用いて、当時の祭事を詩に詠じたので、「苳菜」が詠み込まれているのだ。



苳菜

（清，徐鼎『毛詩名物図説』より）

「庶物を備ふ」と言っている理由は、「苜蓿」もやはり「庶物」（もろもろの品物）の一つだからであって、現に「后妃」がごとく庶物を用意していたことを意味してはいないのである。ちなみに、『礼記』祭統篇に、

水草の藟、陸産の醢は、小物備ふるなり。三牲の俎、八簋の実は、美物備ふるなり。昆虫の異、草木の実は、陰陽の物備ふるなり。凡そ天の生ずる所、地の長ずる所にして、苟も薦む可き者は、咸く在らざる莫し。物を尽くすを示すなり。

と言っているのは、祭祀には必ず「庶物を備へ」なければならぬ典拠である。

この「閔雎」経文の序には祭祀の事など言った個所がないのに、（毛伝が）「宗廟に奉仕する」ことだとわかった理由は、（この詩に）「左右して之れを流もとむ」と言って、后妃が苜蓿を求めるのを（側室たちが）助けているからだ。もし祭祀のための蔬菜でなかったならば、后妃（のような尊い身分の人）が手づから摘んだりはしないものだ。召南「采芣」序に「夫人、祭りを奉もず」と言っている（も）ので、ここ（后妃が）苜蓿を採るのも（夫人が）芣を採る」と同様、やはり祭事であったことは明白である。

○鄭箋の「左右」より「之事」まで。

「正義」鄭箋の「左右は、助くるなり」という訓詁は、『爾雅』釈詁（下）の文である。

この章では、まだ苜蓿を手に入れていないので、（后妃を）助けてそれをさがし求めたのだ。（ちなみに）それをさがし求めてすで見つかったので、第四章では「之れを采とる」と述べているのだし、それを採ってすでに手に入れたので、卒章では「之れを扱とふ」と言っているのだ。いずれの場合も「淑女」が后妃を助けたのだから、毎章「左右」（助ける）と言っているのだ。

この章で始めて（苜蓿を）「求」めているのは、まだ宗廟を祭る時に至っていないことを意味する。だから鄭箋は

「將に荇菜を共へんとす」と言ったのである。(これに対し)第四章の「琴瑟之れを友とす」、卒章の「鐘鼓之れを樂しむ」という両句は、いずれも祭っている時のことを意味する。だから鄭箋(第四章)に「荇菜を共ふるの時」と言っているのである。

この鄭箋に「(淑女) 助けて之れを求む」と言うのは、まだ祭りをしていない時でも、やはり(后妃を) 贊助していたことを意味するのである。

なぜならば、『周礼』天官「九嬪」職には、

凡そ祭祀には、后を賛けて豆籩を薦徹す。

とあり、同じく「世婦」職には、

祭りの日は、洼みて女官の具を陳ぬ。凡そ内羞(房中の羞膳)の物なり。

とあり、同じく「女御」職には、

凡そ祭祀には、世婦を賛く。

とあり、(また經典ではないが)同じく天官「序官」(九嬪)の鄭注には、

夫人の後に於ける、猶ほ三公の王に於けるがごとし。坐して(后妃と) 婦礼を論じ、官職の事無し。

とある。(してみれば)明らかに祭祀の時には(三夫人・九嬪・世婦・女御)すべてが参加していたのだ。だから、下章(第四・五章)では祭祀の時のことを述べて、どの章にもすべて「淑女」という文言が入っているのであって、明らかに(側室すべてが、祭祀の前でも)后妃を賛助していたことは、察知できるからである。(従って)この鄭箋に所謂「九嬪以下」とは、世婦・女御をも包括しているのである。

鄭箋で「皆、后妃の事を樂しむ」と言っているのは、(側室たちが)后妃の徳に感化されたばかりか、さらに后妃の仕事をも楽しんで(助けて) いることを明らかにして、后妃が婦徳すぐれ感化も深いことを示したのである。なお、

ここに所謂「事」とは、苳菜を採集するという仕事のことである。仕事は苦しい務めではあるが、それでもなおこれを楽しんできることができる。ましてや后妃の徳に浴してはなおさら（それを楽しむこと必定）である。

注(1) 「共」字について、『經典釈文』は「共、音恭。本或作供。下共苳菜、並同」と言う。「共」は「供」と音義同じ。

(2) 以上の数句、原文は「后妃言、此參差然不齊之苳菜、……」に作る。これによれば、正義は、本文「參差苳菜、左右流之」二句を后妃の言葉と解していること明らかであるが、同様の用例は、例えば「閔雖」第四章「窈窕淑女、琴瑟友之」二句の正義にも、「此称后妃之意。后妃言、己思此淑女、若来、己宜以琴瑟友樂之」と見えるし、また周南「葛覃」の「言告師氏、言告言婦」云々の正義にも「后妃言、我身本見教告於師氏、……」とある。

(3) この一語、第一章「窈窕淑女、君子好逑」毛伝の語を用いたものであって、原文は「幽間貞專之善女」に作る。本稿のこの語の解釈は、文脈上きわめて不自然なきこちない解釈になっているが、これは、第一章（前出）の毛伝「窈窕、幽間」に対する正義の解釈に忠実に従ったからである。私の誤訳ではない。（第四章の注(2)も参照）

(4) この文、意味不明な用語が若干ある。「鬻」とは、煮てどろどろにすることか。あるいは、浦鐘『毛詩注疏正誤』に言うように、「鬻」を単に「鬻」（煮る）の誤字と見るべきか（阮元『校勘記』引）。また「案」は、「按」と同じく、「酒を」圧倒することか。

「肥美」（とろりとして美味）、『爾雅』「菘」の邢疏は、この文を引いて「脆美」（柔かくて美味）に作る。

(5) 「四豆」とは、朝事之豆・饋食の豆・加豆・羞豆の四者を言う。いずれも祭祀の際に用いる高杯で、それぞれに数多くの「実」（供物）が定められている。その具体的な品物については、『周礼』天官「醢人」の条を見よ。

(6) 『詩』召南「采芣」序に言う、「采芣、夫人不失職也。夫人可以奉祭祀、則不失職矣。」

(7) この一句、原文はただ「既得」二字に作る。今、試みに、この前後につづく文章三つを抽出すれば、次のごとくである。

此章、未得苳菜、故助而求之。 (第一文)  
□□既得、故四章論「采之」。 (第二文)  
采之既得、故卒章言「扱之」。 (第三文)

これを見れば直ちに明らかのように、第二文の「既得」二字の上に、元來は第一文末尾の「求之」二字が、もう一度繰り返し

て存在していたことが推定できる。思うに、この部分は元来「求々之」と作っていたはずだが、その二つの踊り字が、伝写の際に脱落したのである。今、この「求之」二字を補って訳す。

(8) この一句、原文は「無官職之事」に作る。「之事」二字、現行「周礼」天官(序官)鄭注にはない。のみならず、その正義にも「……三夫人亦然。故云坐而論礼、無官職」と言っているから、この場合、孔穎達等の見た「周礼」鄭注にも「之事」二字がなかった可能性が大きい。もしかすると、本章正義下文に引く「毛詩」鄭箋の「皆樂王妃之事」に涉つてこれを衍したか。

求之不得、寤寐思服。

之れを求めて得ざれば、寤寐に思服す。

〔毛伝〕服、思之也。

「服」は、之れを思ふなり。

〔鄭箋〕服、事也。求賢女而不得。寤寐、則思己職事当誰与共之乎。

「服」は事なり。賢女を求むるも得ず。寤寐すれば、則ち己の職事当た誰と与に之れを共にせんかと思ふ。

悠哉悠哉、輾轉反側。

悠おほふかな悠おほふかな、輾轉反側す。

〔毛伝〕悠、思也。

「悠」は、思ふなり。

〔鄭箋〕思之哉、思之哉、言己誠思之。臥而不周曰輾。

「之れを思ふかな、之れを思ふかな」とは、己誠まことに之れを思ふを言ふ。臥して周せざるを「輾」と曰ふ。

〔正義〕「求之」より「反側」まで。

毛伝は、こう解釈している——后妃は、この賢女、つまり「之れ」をさがし求めても見つからなかつたら、目覚めていた時も寢床についた時も、胸中に刻みつけ心中で考えつつけてその賢女に思いをよせていた。そして、さらに（詩人は言う、「后妃は、なんと一途にこの淑女を思いつつけることよ。なんと一途にこの淑女を思いつつけることよ。后妃が淑女に思いこがれている時は、ごろりごろりと寢返りをうっては、また寢返りを繰り返して、思いこがれる気がきわめて深刻である」と。

○鄭箋は、ただ「服」を「事」（職務）と解釈している点だけが相違し、「賢女をさがし求めても見つからず、目が覚めても寢床についても、自分の職務は、いったい誰と一緒に協力したものかと思案する」と解釈している。その他は（毛伝と）同じ解釈である。

○毛伝の「服、思之也」。

〔正義〕魏の王肅（一九五—二五六）は、（毛伝の説を敷衍して）「〔服〕は之れを服膺思念<sup>2</sup>」と解している。（これに対して）鄭箋は、『爾雅』釈詁（上）に「服は、事なり<sup>3</sup>」とあるし、もともと（后妃は）淑女を求めるところを自分の職務事項と考えているのだから、それでこの毛伝の説を改めたのである。

○鄭箋の「臥而不周曰輓」。

〔正義〕『尚書大伝』に、「帝は、猶ほ反側して晨に興<sup>4</sup>」と言っている。だとすれば、「反」も「側」も、（その意味は）「寝そべって、きちんとしていなら」ことである。（このように）「反」と「側」とが同じ意味であるからには、「輓」と「転」もやはり同じ意味であり、「輓」「転」共に「寝そべって（寢返りを）一回転しない」ことなのである。

（だのに）鄭箋が、ただ「輓」字だけを「一回転しない」ことだと解釈している理由は、その「輓」の意味が「転」

と)はっきり区別しにくいのを無理に弁別して、「輓」が「転」と異なる意味であることを疑わなかったからである。

陳風「沢陂」篇に、「輓。輓として枕に伏す」と言う。所謂「枕に伏す」という状態は、身体がうつぶせになったままなので(覆返りが)一回転できない。だとすれば、「輓」「転」も共に同じく「一回転しない」意味であること、まことに明白である。

「反側」とは、反覆(ひっくりかえる)というほどの意味であり、「輓転」とは、婉転(ゆっくりまろぶ)というほどの意味であって、どちらも回り動く動作であり、大同小異である。だから、小雅「何人斯」篇(此の好歌を作って、以て反側を極む)の鄭箋「反側は、輓転なり」は、正解なのである。

注(1) この文、原文は「后妃求此賢女之不得」に作る。この解釈表現は、恐らく「閔雎」正文の「求之不得」一句を一字一字忠実にたどろうとした結果の表現であって、すぐ下文の鄭箋に対する正義に所謂「求賢女而不得」とは、文意に若干のずれがあるようである。つまり、この文中の「之」は、ただちに「而」(接続詞)と同義ではなく、むしろ正文の「求之」の「之」(代名詞)を提示利用したものと推定される。

(2) 佚文。恐らくは王肅「毛詩注」二十巻の文。この書名、「經典釈文」序録・「隋書」經籍志・兩唐志にいずれも見える。「經典釈文」序録に言う、「魏太常王肅、更述毛非鄭。」

(3) この文、原文は「箋、以釈詁文服事也」に作る。この文中、「以」は下文の「故……」と相呼応する語であるから、これを一応除外して考えると、「文」字は「云」字の誤写かと疑う。今、改めて訳す。

(4) この「尚書大伝」の文、「文選」陸倕「新刻漏銘」の李注にも引く。曰く、「尚書大伝曰、帝猶反側辰興、辟四門來仁賢。」

参差荇菜、左右采之。

参差たる荇菜は、左右して之れを采る。

〔鄭箋〕言后妃既得苜蓿、必有助而采之者。

后妃既に苜蓿を得れば、必ず助けて之れを采る者有るを言ふ。

窈窕淑女、琴瑟友之。

窈窕たる淑女は、琴瑟もて之れを友とす。

〔毛伝〕宜以琴瑟友樂之。

宜しく琴瑟を以て之れを友樂すべし。

〔鄭箋〕同志為友。言賢女之助后妃、共苜蓿、其情意、乃与琴瑟之志同。共苜蓿之時、樂必作。

志を同じくするを「友」と為す。言うところは、賢女の後妃を助けて、苜蓿を共ふるや、其の情意は、乃ち琴瑟の志と同じ。苜蓿を共ふるの時、樂は必ず作る。

〔正義〕「参差」より「友之」まで。

毛伝は、こう解釈している——后妃は、〔参差苜蓿、左右采之〕二句で、自分が淑女をさがし求めている意図を理由づけている。その〔后妃の言葉の〕意味は、「すでに長短不揃いに入り乱れた苜蓿をさがし当てたからには、左右の側室たちの援助を待ってそれを摘み取るう」と言うのである。だから〔この二句が〕淑女をさがし求める理由なのである。それで、〔下の〕〔窈窕淑女、琴瑟友之〕二句のようにこのひっそりとした奥深くもの静かな後宮に住まう善女を思いつめ、もしやって来たら、琴瑟で彼女を「友」とし且つ楽しませようとするのだ。音楽を用意してその善女を待ちたいと願うのは、親愛の情の極致である。

○鄭箋は、こう解釈している——后妃は、多くの側室女官たちを感化し、〔側室たちは〕すでに苜蓿をさがし当てたばかりか、さらに〔后妃を〕助けてそれを摘み取る労働を楽しんでしている。その意味は、長短入り乱れた苜蓿は、

これをさがし求めてすでにさがし当てたので、もろもろの側室女官たちは、すべて（后妃を）「左右」し助けてその苜菜を摘み取る労働を楽しんでしている。（以上、「參差苜菜、左右采之」の注解）また（側室女官たちは）すでに后妃の徳に感化されたので、互いに仲よくしないものとてない。だから、苜菜を（宗廟に）供える時に当たり、この「琴瑟」の楽を奏して、この「窈窕たる淑女」を楽しませるのだ。彼女たちの心情・人柄が和やかで、上も下も互いに仲よくしている様子は、琴瑟の演奏で、宮商（ド・レ・ミ）の音階が互いに調和し合っているのと異なるところがなく、あたかも（人びとが）琴瑟と「友」（一体）になったようである。（このように）苜菜を供えるのに「志を同じくする」ので、「琴瑟もて之れを友とす」と言ったわけである。

○毛伝の「宜以琴瑟友樂之」（宜しく琴瑟を以て之れを友樂すべし）。

〔正義〕この毛伝の文は、后妃の意向を述べている。すなわち后妃は言う、

自分は、この「淑女」を得たいと念願しているが、もし（この「淑女」が）やって来たら、自分は、きっと「琴瑟」をもって彼女を「友」とし且つ楽しませるつもりだ。

「友」と言ったのは、朋友に対するようにこの淑女を親愛するからだ。下文第五章の毛伝に「徳の盛んなる者は、宜しく鍾鼓の楽有るべし」と言っているのは、この第四章の毛伝と互いに相補い合う表現法である。（従って）「淑女」がもしやって来たら、「琴瑟」「鍾鼓」いずれも用意されることは自明である。だから、この第四章の毛伝は、（第五章に所謂「之を樂しむ」と）合わせて「之れを友・樂す」と言ったのであり、同時に、あらかじめ下文第五章の趣意を先取りしたのでもある。

楽器には「琴瑟」と「鍾鼓」との二等級があるので、（この詩は）それぞれ第四章と第五章とにこれを分配して作詩の意義を明らかにしている。つまり「琴瑟」は楽器の小さなもので、先にこれを言って、后妃のむつまじい協調

ぶりを表現したのであり、また「鍾鼓」は楽器の大きなもの。それで卒章にこれを言って、后妃の「婦徳のりっぱさ」を顕彰したのだ。

毛氏は、「閔雎」篇の序において「哀」字を当て字として本字に読みかえてはいない。だとすれば、(毛序に所謂「哀竊竅」は、后妃が不遇の淑女に同情している意味だから)この詩篇に詠出された内容は、「淑女」をさがし求めようと腐心しながらも、まだ見つけ出していない時のことなのである。もし見つけ出したら、(その時に始めて)「琴瑟」「鍾鼓」を用意して、この「淑女」を楽しませるのだ。だから西晋の孫毓は、毛伝の説を祖述して次のごとく言う、

「淑女」の未だ得ざるを思ふ。「礼楽を以て之れを友樂す」とは、是れ之れを思ふも未だ致さず、楽は「淑女」の為に設くるなり。祭時に楽を設けしに非ざるを知る者は、若し祭時に在れば、則ち楽は祭りの為に設く。何ぞ「(后妃の)徳盛ん」と言はんや。設へ女徳盛んならざるも、豈に祭りに楽無からんや。又「琴瑟」は神を楽しましむ。何ぞ「友樂す」と言はんや。豈に祭時の楽を以て「淑女」を「友樂」するを得んや。此れを以て知る、毛の意は、「淑女」の未だ得ざるを思い、仮設するの辞なるを。

○鄭箋の「同志為友」(志を同じくするを「友」と為す)。

〔正義〕人たるものの朋友は、志を固く守って力を合わせるものだ。今、「淑女」(三夫人・九嬪)がやって来た時のほのぼのと和らいだ様子は、「琴・瑟」が音色をびったり合わせているようであり、この「淑女」「琴瑟」二者が(后妃の宗廟祭祀を助けるという)志の一致していること、人の朋友関係にそっくりである。だから「志を同じくするを友と為す」と言ったのである。

「琴瑟」と「鍾鼓」とは、共に同じく祭祀の時のためにある。しかし、この第四章では(供物を整える前段階として)「之れを采る」と言ったので、(小規模な)「琴瑟」の楽の方を「友」(共に后妃を助ける音楽)として、この「友」字を

韻脚にしたのであり、また卒章では（供物を整える後段階として）「（之れを）まら芼ぶ」と言ったので、（大規模な）「鍾鼓」の楽の方を「楽」しみ（后妃を助ける楽しみ）として、この「楽」字を韻脚にしたのである。（いずれにせよ）「琴琴」「鍾鼓」は、どちらも同じく祭祀の時に用いる楽器であるけれども、分けて二等級にしたまでのことである。

ここ（第四章）の鄭箋の「楽は必ず作つくる」という注解は、（この章の「琴瑟」だけではなく）下文（卒章）の經文「鍾鼓」をも兼ねて解説したのである。また下文（卒章）の鄭箋の「琴瑟は堂に在り」という注解も同様に、ここ（第四章）の經文に所謂「琴瑟之れを友とす」を取り入れて解説したのである。

ここ（第四章）に所謂「琴瑟之れを友とす」一句は、「淑女」たち（三夫人・九嬪）が「琴瑟」を「友」（自分と一体になって后妃を助ける音楽）としたことを詠じており、（二方）下文（卒章）に所謂「鍾鼓之れを樂しむ」一句は、荇菜を供える時に、「鍾鼓」の楽を奏したことである。（このように）同じく「淑女」について詠じた二文が同様な表現になっていない理由は、詠ずる対象が異なることに因ってその表現をも変化させたのだ。すなわち、「琴・瑟」が調子を合わせて演奏される様は、あたかも人の心情が通い合うようだから、それで（特に）「友」字を用いてその事を詠じたのであり、また「鍾鼓」はカンカン・トントンと鳴って、人の心情に比ぶべくもない。だから、（普遍的な）「楽」（樂しむ）字を用いてその事を詠じたのである。（とはいえ、とにかくこの二句は）祭祀の時「淑女」たちが、その心情をこそ融け合わせ、しかも寄り添って祭祀の音楽に耳を傾けている様を表現したのである。

注（一）この文、原文は「后妃本已求淑女之意」に作る。「本」は、根拠づける、理由づける、という意味の他動詞。かかる用例は、すでに上文第二章の正義にも、「既言樂助后妃、然後倒本其事」（すでに「樂しんで后妃を助けた」ことを解説したので、しかる後に、逆方向からその事を根拠づけたのだ。）と見えている。

（二）この句、原文は「此処窈窕然幽間之善女」に作る。すでに正義は、經文「窈窕淑女」ないし毛伝「幽間貞專之善女」を解釈して「窈窕然幽間貞專之善女」と言う（第一章）。また「窈窕」だけについては、正義は「窈窕者、謂淑女所居之宮、形状

窈窕然」と解釈して、これを「居処」の形容と理解している(第一章)。かかる正義の「窈窕」解釈は、恐らく鄭箋の「幽間如深宮貞事之善女」という訳に基づいたものと思われる。従って、本章のこの正義に所謂「此処窈窕然幽間之善女」の意味は、「此の窈窕然たる幽間に処るの善女」ということになる。「此処」二字を一語とすることはできない。なお、「窈窕然幽間」は、毛伝に「窈窕、幽間也」とあるように、経文と毛伝に見える同義の語を二つ重ねた表現であって、所謂「文選読み」の解釈法である。

(3) 以上、原文は「后妃、化感群下、既求得之、又采助采之」に作る。思うに、「既求得之、又采助采之」二句は、「既……、又……」の呼応表現からも明らかなように一連のまとまった文章であって、その主語は「后妃」ではなくて「群下」である。なぜならば、すでに第二章「参差荇菜、左右流之」の鄭注に、「言三夫人・九嬪以下、皆采后妃之事」と言っているからであり、また上記の正義原文にも「采助采之」とあるからである。

(4) この語、原文は「左右助」に作る。鄭箋では、「左右」が「助」の意味そのものであることは、すでに第二章の鄭箋に「左右、助也」と見えている。この表現もまた、注(2)の場合と同様な「文選読み」。

(5) この一句、原文は「上下相親」に作る。『礼記』経解篇に言う、「上下相親、謂之仁」。

(6) 「関雎」序に言う、「是以関雎采得淑女、以配君子。憂在進賢、不淫其色、哀窈窕、思賢才、而無傷善之心焉。是関雎之義也。」この毛序に所謂「哀」について、鄭注は「哀、蓋字之誤也。当為衷。衷、謂中心恕之。」と言う。しかし、毛氏に破字の読解法が適用できないことについての正義の意見は、岡村繁「周南関雎詁訓伝正義訳注(二)」(昭和六十年刊、九州大学文学部『文学研究』第八二輯所収)八五—九〇頁を参照。

(7) 隋の陸德明『經典釈文』叙録に言う、「晋予州刺史孫毓(字休朗。北海平昌人。長沙太守)為『詩評』、評毛・鄭・王肅三家同異、朋於王。徐州從事陳統(字元方)、難孫申鄭。孫毓の『毛詩異同評』十卷は、『經典釈文』叙録・『隋書』經籍志・兩唐志に収録されている佚書。孫毓の事績については、ほとんど未詳。

(8) 後漢の許慎『說文解字』第三篇(又部)に言う、「友、同志為友。從二又相交。」その他、同訓は経伝の注に数多く見える。この主格一句、原文にはない。しかし、この主格一句がないと文意も通じないし、文章構造も整わない。恐らく元来は上句

(9) の「此云琴瑟友之」六字が更にもう一度繰り返されて、「此云琴瑟友之」に作っていたものと推定され、伝写の際にその踊り字がすべて脱落してしまったのであろう。この主格一句を補って、始めて文意が通ずるのみならず、次のごとく文章構造も明確になる。

此云「琴瑟友之」、言淑女以琴瑟為友。

下云「鍾鼓樂之」、供苜菜之時、為鍾鼓樂。

「淑女」二文不同者、……

(10) この句、原文は「共苜菜之事」に作る。思うに、「事」字では文意が落ち着かない。今、卒章の鄭箋「共苜菜之時」、およびこの正義の上文に所謂「当共苜菜之時」に従って、「事」を「時」字に改める。この兩字は音が相近い。

參差苜菜、左右芼之。

參差たる苜菜は、左右して之れを芼ぶ。

〔毛伝〕芼、扱也。

「芼」は、扱ぶなり。

〔鄭箋〕后妃既得苜菜、必有助而扱之者。

后妃既に苜菜を得れば、必ず助けて之れを扱ぶ者有り。

毛伝の「芼、扱也。」

〔正義〕「爾雅」釈言には「芼は、搯なり」とある。魏の孫炎は（これに注して）「皆、菜を扱ぶなり」と言い、また某氏は「搯は、猶ほ抜くがごとし」と言い、晋の郭璞（二七六—三三四）は「菜を抜取るなり」と言っている。

思うに、「爾雅」釈言に所謂「搯」とは、引き抜くという意味だ。『史記』叔孫通列伝に所謂「將を斬り旗を搯」とは、敵軍の旗を抜き取ることを意味しているからである。（このように）「芼」は引き抜くという意味に解釈されており、しかもこの経文には「之れを芼ぶ」とある。だから、（この場合の）「芼」は菜を引き抜いてそれを選択する意味であることがわかるのである。

注(1) 孫炎『爾雅注』は佚書。この書、『經典釈文』叙録は「三卷」と言い、『隋書』經籍志は「七卷」と言い、『兩唐志』は「六卷」に作る。

(2) ちなみに、清の馬國翰輯『玉函山房輯佚書』(爾雅類)は、この某氏注の文を後漢の樊光の注に編入している。しかし、その編入理由は未詳。

(3) 郭璞のこの注は、現行『爾雅』郭注に見える。

(4) 『史記』劉敬・叔孫通列伝に言う、「故言斬將。擧旗之士。」なお、これに対する正義の解釈「拔取敵人之旗」は、当時の諸注のうち、『史記集解』に引く「瓚曰、拔取曰擧、および『漢書』叔孫通伝の顔注「擧、拔取」が最も近い。

(5) 以上の正義全文、『爾雅』釈言「芼、擧也」の邢疏は、後半部に若干の修改を加えて、これを借用している。

窈窕淑女、鍾鼓樂之。

窈窕たる淑女は、鍾鼓もて之れを樂しむ。

〔毛伝〕徳盛者、宜有鍾鼓之樂。

徳盛なる者は、宜しく鍾鼓の樂有るべし。

〔鄭箋〕琴瑟在堂、鍾鼓在庭。言共苻菜之時、上下之樂皆作、盛其礼也。

「琴瑟」は堂に在り、「鍾鼓」は庭に在り。言ふところは、苻菜を共ふるの時、上下の樂皆作りて、其の礼を盛んにするなり。

鄭箋の「琴瑟」より「其礼」まで。

〔正義〕「琴瑟は堂(表座敷)に在り、鍾鼓は庭(堂前の広場)に在り」ということがわかる理由は、『書』皋陶謨(今文の篇名)に、

琴瑟以て詠ずれば、祖考来たり格いたしる。

とあり、やがてつづいて、

下は管と鼗たづ鼓こ。(孔伝「堂下の樂なり。」)

とあって、「琴瑟」は上の方に位置し、「鼗鼓」(ふりつづみ)は下の方に位置していたことが明らかであり、また『儀礼』大射礼に、

頌鍾は西階の西に在り。笙鍾は東階の東に在り。

とあるのは、「鍾鼓」が(階下の)前庭に位置していた証拠だからである。

この詩篇は、「后妃」が「淑女」たち(三夫人・九嬪)をりっぱに感化することができて、共に后妃の祭事を楽しんで行なっていることを賛美しているが、「すでに苜菜を摘み取り選別も終えて、宗廟を祭る際、堂上・階下の音楽が演奏されて、この淑女たちが(后妃と)共にする祭礼を盛り上げているのである」。もちろん音楽は、神を対象にするものではあるけれども、「淑女」たちが后妃を助けて(苜菜を(神に)供えたこと)によって、(この音楽は)結局「淑女」たちを賛美したことになったまでである。

注(1) この引文、『古文尚書』では「益稷」篇に「夔擊鳴球、搏拊・琴・琴。以詠。祖考来格。…下管鼗鼓、合止祝故。」と見える。しかし、『尚書正義』の解釈から推すと、この正義の引用は、かなり便宜主義的な原典の引きちぎりをしている。

(2) この引文、『儀礼』大射儀の文とかなり相違がある。すなわち、大射儀に言う、「衆人、宿縣于阼階東、笙磬西面、其南笙鍾。…西階之西、頌磬東面、其南(頌)鍾。…」その鄭注によれば、西方に置く鍾磬はいずれも「頌」と称するが、この大射儀正文の「鍾」に「頌」字を冠していないのは、省文だと言う。

「関雎」五章、章四句。故言三章、一章、章四句、二章、章八句。

〔正義〕往古から「篇」「章」という名称はあって、詩の様式と同時に発生したのである。なぜならば、商頌「那」の序に「商頌十二篇を得たり」と言い、豳風「東山」の序に「一章は其の完うせしを言ふ」と言っているのが、その証拠だからである。

「句」の方は、往古には、これを「言」と称していた。すなわち、「論語」為政篇には、

『詩』三百、一言以て之れを蔽へば、曰く「思ひ邪無し」と。

と言っている。だとすれば、「思ひ邪無し」という一句を「一言」と称したわけである。また『春秋左氏伝』定公十年の文には、

臣（駟赤）の業は、「揚之水」（『詩』唐風）卒章の四言に在り。

と言っているが、（この「四言」はその詩篇の第四句。「敢へて人に告げず」を指すのである。さらに同じ春秋時代、晋の趙簡子は「鄭の子大叔が私に九言（九句の戒め）を残してくれた」と述べているが（『左氏伝』定公四年）、（この「九言」は）いずれも一句を一言と称したのである。

（ところが）秦・漢このかた、多くの学者が、それぞれに訓詁の学をやりはじめ、やっと始めて「句」という名称が出現した。『論語』顔淵篇の注に、

此れ、「我行其野」（『詩』小雅の篇名）の句なり。

とあるのが、それである。

「句」は、必ず（二字一字の）文字をつらねて表現する。「句」とは、局（区切る）という意味である。文字をつらねて（「句」ごとに）境界を分けることは、詩文表現を区切る方法である。

「章」とは、明（明らかにする）という意味である。内容を統括して一つのまとまった表現形態にすることは、（作者の）思想心情を明らかにする方法である。<sup>17</sup>

「篇」とは、徧（行きわたらせる）という意味である。つまり思想心情を表出し、言わんとする事柄を布陳して、それをわかりやすく且つすみずみまで行きわたらせた作品のことである。

しかしながら、文字の使用法は（さまざまであって）、ある時には全部実字を取り込んで一つの概念を作り出す場合がある。例えば、「関関雎鳩」（関関たる雎鳩）の類である。またある時には、虚辞を借りて表現の補助にすることがある。例えば「者」「乎」「而」「只」「且」の類である。

「句」というものは、かかる文字をつらねて表現をするのだ。だとすれば、一字だけでは「句」を作り出せないのである。（特に）詩というものは志を開陳するものであって、一字だけでは、表現が萎縮してしまったりと表現できないから、それで『詩』が一句を表示する場合、少なくとも二字を下らない。つまり（その二字句の例は）「析父」（小雅「析父」）・「肇禋」（周頌「維清」）の類である。三字句の例は、「綏万邦、婁豊年」（周頌「桓」）の類である。四字句の例は、「関関雎鳩」「窈窕淑女」（周南「関雎」）の類である。五字句の例は、「誰謂雀無角、何以穿我屋」（召南「行露」）の類である。六字句の例は、「昔者先王受命、有如召公之臣」（大雅「召旻」）の類である。七字句の例は、「如彼築室於道謀」（小雅「小旻」）・「尚之以瓊華乎而」（齐風「著」）の類である。八字句の例は、「十月蟋蟀入我牀下」（豳風「七月」）・「我不敢效我友自逸」（小雅「十月之交」）が、それである。

それ以上、九字句・十字句の例が全く見当たらないことについては——（その例外として）西晋の摯虞（？—三二二）の『文章流別論』に、

『詩』に九言なる者あり。（大雅「洞酌」篇の）「洞酌彼行潦挹彼注兹」、是れなり。<sup>18</sup>

と言っている。（しかし）あまねく『詩』の諸本を点検してみても、すべて「洞酌三章、章五句」と書いている。だ

とすれば、(諸本は)この九言を(一句と見ないで)二句と見ていたのである。南朝宋の顔延之(三八四―四五六)は、その著『庭詒』において、

『詩』の体、本々九言なる者無し。將らくは声度(リズム)闡緩にして、金石(音楽)に協せざるに由るなり。と言っている。(従って)仲洽(摯虞の字)の意見は、なお信賴するに足らないわけである。

一句の文字の数は、四言が多きを占める。ただ(一句に)二字・三字ないし七字・八字を用いたのは、恐らく、言葉に出して思想心情を開陳する場合、ひたすら自由に變化の赴くさまかせ、又それらの詩句を楽器に乗せた場合も、それぞれすべて精彩あるリズムを作り上げることができたことに由るためである。

詩の基本的形態は、必ず押韻を守らなければならないことにある。(現在の人が見た場合)『詩』中の詩篇でこの原則に違反した事例があるのは、古人の韻が(現在の韻と)合わなかったまでのことである。

なお、「之」「兮」「矣」「也」の類は、もともとこれらの字を採用して虚辭に使っただけなので、(これらの虚辭は)たしかに句中にはあるけれども、これで実質的な意味を表現したわけではない。だから、これを末尾に置いた句の場合、いづれもその字の上字を韻字にする。例えば、「之」字の場合は、「左右流之」、「寤寐求之」(周南「閟雎」)の類である。「兮」字の場合は、「其実七兮」、「迨其吉兮」(召南「標有梅」)の類である。「矣」字の場合は、「顔之厚矣」、「出口矣」(小雅「巧言」)の類である。「也」字の場合は、「何其処也」、「必有与也」(邶風「旌丘」)の類である。(その他)齊風「著」篇の「俟我于著乎而」、魏風「伐檀」篇の「□□□且漣漪」等の類は、これらの事例すべて虚字の上字を韻字とし、(虚字は)実質的な意味を持たないのである。

しかしながら、人間の意向はそれぞれに異なり、詩を作る手法も同様ではない。が、(詩を作る以上)必ず声韻が調和し、音曲が楽器の音色に呼応しなければならぬ。(そこで)一方、詩句を助ける虚字をそのまま用いて、押韻の実体(韻字)に充当する事例も出現してくる。この方の事例は、「彼人是哉、子曰何其」(魏風「園有桃」)、「不思其反、

反是不思、亦已焉哉。」(衛風「氓」)、「是究是圖、喜其然乎。」(小雅「常棣」)、「其虛其徐、既亟只且。」(邶風「北風」)の類が、それである。

「章」というものは、「句」を積み重ねて作るもので、句数に制限はない。なぜならば、その作者が物事を開陳しようとする場合、(その物事には)必ず多い少ないがあるはずであり、また「章」は一つのある概念を(一段に)まとめるものであって、必ず作者の意向が全部出つくされるのを持って始めて出来上がるものだからである。

「句」を積み重ねて「章」を作るのであれば、一句だけでは不適當であって、まず二句あれば一章を作ることができ。例えば、齊風「盧令」(三章全部)、および小雅「魚麗」の下三章が、それである。その一章三句は、周南「麟之趾」・召南「甘棠」・騶虞の類が、それである。その一章多句の例としては、周頌「載芣」の三十一句、魯頌「閟宮」の第三章三十八句。これ以上、超過はしないのである。

「篇」の大小は、「章」の多少に従う。国風・大小雅の中で、少なくとも二章以上の詩篇は、つまり召南「騶虞」・秦風「渭陽」の類が、それである。が、多くてもたかだか十六章以下であって、小雅「正月」(十三章)・大雅「桑柔」(十六章)の類が、それである。

ただ周頌の三十一篇、および商頌の「那」「烈祖」「玄鳥」三篇だけが、いずれも一篇一章である理由は——、思うに、「詩」の国風・大小雅は、人間社会の出来事を順序だてて詠じたもので、過失を風刺し勲功を評価し、その創作意図は(邪悪を)正し救うことにあるので、たった一章だけでは意を尽くさず、章を重ねて繰り返し繰り返し(自分の心情を)開陳している。だから、国風・大小雅の詩篇には、ただ一章だけの作品がないのである。(これに対して)頌というものは、世は太平で王徳が行きわたっていた時の歌謡で、王室の功業成就を述べて神靈に報告したもので、卒直に詠じて自分の意志をそのまま詩歌に作り、必ずしも繰り返し言葉を重ねる必要がなかった。だから、ただの一章だけで終ったのである。

魯頌の各篇だけが一章でない理由は、魯頌は、魯の僖公（在位、前六五九―六二七）の事績を賛美したもので、神靈に告げた祭祀歌謡ではない。（つまり）この魯頌だけは、功業を評価し君徳をほめたたえた詩歌なので、（国風・大小雅と）同様に、繰り返して数章を重ねたのである。（魯の僖公の）りっぱな徳が（周王・商王と）同じものではあっても、（真の意味での）魯頌は、実は制作するまでに至らなかつた。だから、「頌」の形態が同一でないのである。

殷の高宗（殷王武丁）は一人であるのに、（その高宗を祀った）「玄鳥」が一篇一章であり、（同じく高宗を祀った）「長發」「殷武」が数章を重ねている理由は、もしかすると詩人の創作意図が、詩を作る場合によって同じでなかつたからであろうか。それとも武丁（殷の高宗）の徳が、上は「那」という一章だけの頌歌をもって祀られた）殷王朝の始祖湯王には及ばず、下は、さらに一方（すべて数章の頌歌ばかりで賛美された）魯の僖公よりもすぐれていたからであろうか。（とにかく）高宗武丁の至徳を評価した頌歌（「玄鳥」）は、太平の世を賛美した頌歌（周頌）に等しく、高宗武丁の祖廟をたたえ述べた頌歌（「長發」「殷武」）は、君主の功業を評価した頌歌（魯頌）に等しい。（だとすれば）高宗がなしとげた功業に大小の差があつて、その詩篇の詠じ方にも優劣の差が出てきたことを明らかにしたのであるか。

「章」を設ける際の手法は、その形態が一定していない。ある場合には、幾章も（相異なる表現を）重ねて、共に同一の事柄を述べる、例えば召南「采蘋」の類があり、ある場合には、同一の事柄について、これを繰り返して疊詠して数章にする、例えば召南「甘棠」の類もある。またある場合には、各章の最初の部分は同じ表現だが末尾の部分が相異なる、例えば豳風「東山」の類があり、ある場合には、各章の最初の部分は相異なる表現だが末尾の部分が同一になる、例えば周南「漢広」の類もある。またある場合には、行事が終わっても更に（自分の心情を）繰り返し述べる、例えば大雅「既醉」の類があり、ある場合には、数章が重なっていても（各章）詠む事柄が相異なる、例えば豳風「鴝鶒」の類もある。また小雅「何草不黄」は、（各章）時節の移り変わりにつれて（草の色を）「黄」「玄」と言うように）色彩表現を改めているし、大雅「文王有声」は、（各章）詠ずる事柄の相違に従って歌詠表現を変えている。また周

南「采芣苢」篇の「采采芣苢」（採れ採れおおぼこ）一句は、同じ一章の中で二回も使われているし、小雅「賓之初筵」篇の「賓之初筵」（賓の初めて筵するや）一句は、三章目になって始めてもう一回突然に出てくる。またある場合には、一篇の中に数章あって、各章ごとの句数が多かったり少なかったりして一様でない事例があったり、一章の中に数句あって、各句ごとの字数が多かったり少なかったりして一様でない場合があったりする。（以上の諸現象は）すべて詩人それぞれが独自に自分の思想心情を詠出したために、それで（章を設けた際の）形態に一定の原則がないのである。

邇風「東山」篇の序では「一章」「二章」「三章」「四章」と言い、末尾の章（第四章）を称して「卒章」とは呼んでいないのに、後世『左伝』になると「（邇風）『七月』の卒章。」（昭公四年）、さらには「（唐風）『揚之水』の卒章。」（定公十年）と言っている理由は——、「東山」篇は、各章の創作意図を分ければ、第一章より始まって第四章で終わる。（このように、「四章」は「一章」「二章」「三章」と並列するもの）だから、「卒章」とは言わなかったのである。（これに対して）『左伝』が「卒章」と言ったのは、「卒」は終わるということであって、「卒章」とは一篇の詩を終結する章という意味だからである。

「卒」という用語は、「始」に対応するものである。（従って）一篇の最終の章が「卒章」であるならば、一篇の最初の章は「首章」である。なぜならば、鄭玄が『礼記』緇衣篇（賢を好むこと『緇衣』の如し）に注して、「（鄭風）『緇衣』の首章。」と言っているのが、その証拠だからである。

もしそうだとすれば、「卒」という用語は、「首」に対応するものである。だとすれば、周頌「武」篇は唯だ一章だけなのに、『左伝』宣公十二年の文に、「（周の武王）『武』篇を作り、其の卒章に曰く、誓いて爾の功を定む。」と言っている理由は、所謂「誓いて爾の功を定む」一句が、この章の卒句（最後の一句）であるからである。

また「周礼」春官「大司楽」の鄭注に、「『騶虞』は楽章の名。召南の卒章に在り」と言っているが、ここに所謂

「召南の卒章」とは、正に召南(十四篇)の卒篇(最後の詩篇)のことである。その卒篇を「章」と称している理由は、「騶虞」篇を採択して楽章(音楽に合わせて歌う歌詞)としたので、「召南の卒章に在り」と言っていたのである。

『定本』(貞観四年、顔師古奉勅校)は、この「章」「句」表示が一篇の後にある。(この「章」「句」表示について)鄭玄の『六芸論』には、

(往昔には、未だ今の若き<sup>て</sup>伝訓(毛伝の訓詁)・章句有らず。(佚文)

と言う。(だとすれば)「伝訓」が作られたところから、始めて(詩篇の)「章」「句」を弁別するようになったことは明らかだ。(この「章」「句」表示は)毛氏が(毛伝と共に)その場ですぐに書き記したのか、それとも毛氏より後の人の手にかかったのか、今もって詳らかにすることはできないのである。

注(1) この語、原文は「詩禮」に作る。この「禮」字について、阮元『校勘記』には「案禮当作體。形近之譌」と言う。宜しく従うべきである。正義下文の「詩禮本無九言者」の場合もまた同じ。

(2) 『詩』商頌「那」序に言う、「那、祀成湯也。微子至戴公、其間、礼樂廢壞。有正考甫者、得商頌十二篇於周之大師、以那為首。」

(3) 『詩』邶風「東山」序に言う、「東山、周公東征也。周公東征、三年而帰、勞歸士。大夫美之、故作是詩也。一章、言其完也。二章、言其思也。三章、言其室家之望女也。四章、樂男女之得及時也。……」

(4) 『左伝』定公四年の文には、晋の趙簡子が、すでに死んだ鄭の子大叔を偲び、次のように語って、九句の訓戒を披露している。

夫子(子大叔)、語我九言。曰「無始乱。無怙富。無恃寵。無違同。無敖礼。無驕能。無復怒。無謀非德。無犯非義。」

なお、正義に引く趙簡子の語は、いわば意識のごときものであって、原典とは表現が若干異なる。「趙簡子称」とある所以である。「称」は、おおむね原典の文章を要約して引用する場合に用いる。

(5) 『論語』顔淵篇「子曰、…誠不以富、亦祇以異」に対する注。正義引文が誰の注か未詳。清の孔広林輯『通徳遺書所見録』卷四七(論語注)では、後漢の鄭玄(一七二—二〇〇)の『論語注』佚文としているが、恐らく誤りであろう。『論語』のこ

の二句、『詩』小雅「我行其野」第三章に、「我行其野、言采其藹。不思旧姻、求爾新特。成不以富、亦祗以異。」と見える。  
(6) 『文心雕龍』章句篇に言う、「夫設情有宅、置言有位。宅情曰章、位言曰句。故章者、明也。句者、局也。局言者、聯字以分境。明情者、總義以包体。区畛相異、而衢路交通矣。」

(7) 前注(6)を見よ。

(8) 『詩』大序に言う、「詩者、志之所之也。在心為志、發言為詩。」

(9) この二句、現行『詩』大雅「召旻」卒章では、「昔先王受命、有如召公。日辟国百里、今也日蹙国百里」に作り、正義引文と甚だ異なる。この正義引文は、恐らく初唐のころの異本に拠ったのであろう。説は、「召旻」の阮元『校勘記』に詳しい。

(10) 肇虞『文章流別論』のこの文、また『芸文類聚』卷五六(雜文部二、賦)にも見える。

(11) 顏延之のこの文、また『太平御覽』卷五八六(文部二、詩)にも「庭誥」の文の一部として引かれ、「闡緩」(ゆったり)を「闡誕」(しまりが無い)に作る。なお、「庭誥」の引文はここまでであって、次の「仲洽之言」以下まではつづかない。『御覽』の引用文から推して、無理だからである。

(12) 「仲洽」、原文は誤って「仲治」に作る。形似による誤写。すでに山井鼎(一六九〇—一七二八)が『七経孟子考文』で指摘しているように、「洽」は当に「洽」に作るべきである。(阮元『校勘記』引)

(13) この一句、原文は「唯變所適」に作る。『易』繫辭伝(下)に言う、「易之為書也、不可遠。為道也、屢遷。變動不居、周流六虛。上下無常、剛柔相易。不可為典要、唯變所適。」

(14) この一句、原文は「俱得成文故也」に作る。『詩』大序に言う、「情發於声、声成文。謂之音。」

(15) 「著」字、原文は「乎者」二字に作る。しかし、これでは意味が全く通じない。原文「乎者」二字は、恐らく「著」字が、伝写の際に誤って上下二字に分かれ、さらに上字の「+」が「乎」に誤写されたのであろう。説は阮元『校勘記』に見える。

(16) この一句、原文は「伐檀且漣猗之篇」に作る。思うに、「篇」字では意味をなさない。これについて、山井鼎は、その手沢関本『毛詩正義』(前出)に、自筆をもって「篇、恐類字」と校記を書き入れている。宜しく従うべきであろう。今、改めてこれを訳す。

(17) 『文心雕龍』章句篇に言う、「夫人之立言、因字而生句、積句而成章、積章而成篇。」

(18) 同じく章句篇に言う、「句司数字、待相接以為用、章總一義、須意窮而成体。」

(19) 後漢の鄭玄『詩譜』序に言う、「何者、論功頌德、所以將順其美、刺過譏失、所以匡救其患。」

(20) 同じく『詩譜』周頌譜に言う、「周頌者、周室成功、致太平、德洽之詩。」

(21) 『詩』大序に言う、「頌者、美盛徳之形容、以其成功告於神明者也。」

(22) 『詩』商頌「玄鳥」序に言う、「玄鳥、祀高宗也。」一章二十二句。また同じく「殷武」序に言う、「殷武、祀高宗也。」六章。ただ、「長發」序だけは「長發、大禘也」と言つて、高宗の名が見えないが、その正義には次のごとく言う。

『經』無高宗之事、而為高宗之頌者、以高宗禘祭得礼、因（詩人）美之、而為此頌。故為高宗之詩。

これによれば、孔穎達等は、この「長發」を、高宗を頌した詩と確信していたことがわかる。「長發」七章。

(23) この二句、原文は「明成功有大小、其篇詠有優劣乎」に作る。是である。「乎」字、通行のテキストは誤つて「采」に作るが、これでは意味が全く通じない。恐らくは形似による誤写であろう。

(24) この一句、原文は「不常厥体」に作る。『書』盤庚（上）に所謂「不常厥邑」を擬した表現か。

(25) 注（3）参照。

(26) 『爾雅』釈詁（下）に言う、「求・魯・在・卒・就、終也。」

(27) 『礼記』緇衣篇に言う、「子曰、好賢如緇衣。」その鄭注に言う、「緇衣。首章曰『緇衣之宜兮、敝予又改為兮。適子之館兮、還子授子之粢兮。』言此衣緇衣者、賢者也。宜長為国君。其衣敝、我願改製、授之以新衣。是其好賢、欲其貴之甚也。」

(28) 『詩』周頌「武」は、一章七句。その詩に言う、「於皇武王、無競維烈。允文文王、克開厥後。嗣武受之、勝殷遏劉。晷定爾功。」

(29) この一句、原文は「乘上。騶虞為樂章」に作る。「乗上」は二字一語の他動詞であるらしいが、寡聞にしてその用例を全く知らない。今、文脈から推して仮りに「採択する」意に解しておく。俟考。

（一九八五・一一・五稿）

〔附記〕

本稿は、従来私が発表してきた「詩譜序正義訳注」（昭和五七年刊『文学研究』第七九輯）・「周南召南譜正義訳注」（昭和五八年刊『文学研究』第八〇輯）・「周南閔睢詒訓伝正義訳注（一）」（昭和五九年刊『文学研究』第八一輯）・

「周南閔睢詒訓伝正義訳注（二）」（昭和六〇年刊『文学研究』第八二輯）につづく研究成果であつて、前稿と同様、私が

主宰する九州大学の大学院輪読会において、中国文学の若い研究者たちが順次まとめ上げた訳注稿に対し、このほど私が逐一それに添削補訂の筆を加えたものである。

この『周南関雎詁訓伝巻一』のうち、本稿に収載した部分の解説を担当し、その克明な訳注稿の撰述に当たった研究者は、当時大学院博士課程にあった愛甲弘志君（現京都女子大学文学部講師）・西村秀人君（現広島文教女子大学文学部助教授）・福満正博君（現山梨県立女子短期大学講師）、甲斐勝二君（現福岡大学人文学部講師）、および修士課程にあった牧角悦子君（現九州大学文学部助手）・宮野直也君（現東福岡高等学校非常勤講師）である。また終始この輪読会に参加して、随時有益な助言をしていたいただいた協力者は、佐賀大学の高橋繁樹助教授、当時九州大学助手であった藤井良雄君（現福岡教育大学助教授）である。併せて深甚の謝意を表す。